○東根市総合評価一般競争入札(条件付)実施要綱 平成24年2月7日告示第11号

改正

平成29年7月11日告示第66号令和5年1月27日告示第6号

東根市総合評価一般競争入札(条件付)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約において実施する地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2第1項に規定する価格そ の他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)による一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)の実施に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものの中から、東根市建設工事等指名業者選定審査会規則(昭和53年規則第19号)第1条に規定する審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て選定した工事とする。
 - (1) 入札者の施工計画、施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等と入札価格を総合的 に評価することが妥当と認められる工事
 - (2) 前号のうち、施工計画を除き入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等と 入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に適合すると認められる工事 (評価の方式等)
- 第3条 総合評価一般競争入札における評価は、簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型の方式により行うものと し、その評価の項目、基準等については、それぞれ別表を標準とし、対象工事ごとに定めるも のとする。
- 2 対象工事のうち、前条第1号の工事については簡易Ⅰ型、同条第2号の工事については簡易Ⅱ型、同条第3号の工事については簡易Ⅰ型又は簡易Ⅲ型の方式により評価を行うものとする。

(入札手続き)

第4条 総合評価一般競争入札を行おうとする場合の手続については、この要綱に定めるところによるものとし、この要綱に定めのない事項については、東根市建設工事一般競争入札(条件付)実施要綱(平成19年告示第24号)による取扱いの例によるものとする。

(学識経験者からの意見聴取)

- 第5条 市長は、施行令第167条の10の2第4項及び同条第5項の規定により、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ2人以上の学識経験者(当該事項に関し学識経験を有する者をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。
 - (1) 対象工事の落札者決定基準を定めようとするとき。なお、併せて、当該落札者決定基準 に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて 意見を聴くものとする。
 - (2) 前号の意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合の落札者を決定しようとするとき。

(落札者決定基準等の決定)

第6条 市長は、前条の規定により同条各号に規定する事項について学識経験者から意見を聴い たときは、審査会の審査を経て、当該事項を決定するものとする。

(入札の公告)

- 第7条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、施行令第167条の6第1項の規 定により、次に掲げる事項について公告するものとする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 入札の場所及び日時
 - (3) 対象工事であること。
 - (4) 総合評価に係る技術資料を提出する必要があること。
 - (5) 落札者決定基準
 - (6) その他市長が必要と認めること。

(技術資料の提出等)

- 第8条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、 次に掲げる書類を市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。
 - (1) 簡易 I 型の場合
 - ア 総合評価一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式第1号)
 - イ 技術資料 (様式第2号)
 - ウ 施工計画に関する技術資料 (施工手順) (様式第3号) (評価項目で指定された場合の み)
 - エ 施工計画に関する技術資料 (施工上配慮すべき事項に対する技術的所見) (様式第4 号) (評価項目で指定された場合のみ)
 - オ 企業の能力に関する資料(同種又は類似工事の施工実績調書) (様式第5号)

- カ 技術者の能力に関する資料(主任(監理)技術者の資格・工事経験書)(様式第6号)
- キ 地域貢献に関する資料 (様式第7号)
- (2) 簡易Ⅱ型の場合
 - ア 総合評価一般競争入札 (条件付) 参加資格確認申請書 (様式第1号)
 - イ 技術資料 (様式第2号)
 - ウ 企業の能力に関する資料(同種又は類似工事の施工実績調書)(様式第5号)
 - エ 技術者の能力に関する資料(主任(監理)技術者の資格・工事経験書) (様式第6号)
 - オ 地域貢献に関する資料 (様式第7号)

(入札参加資格の審査及び決定)

- 第9条 市長は、入札参加希望者から前条に規定する書類の提出があったときは、当該書類について審査のうえ、当該入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定するものとする。この場合について、市長は、当該入札参加希望者に対し、必要に応じて当該書類について説明等を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定したときは、総合評価一般競争入札(条件付)参加資格確認結果通知書(様式第8号)により当該入札参加希望者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市長が別に定める日までに市長に対し、その理由について説明を求めることができる。

(評価の方法)

- 第10条 総合評価一般競争入札における評価は、第8条の規定により提出された技術資料と入札 価格を基に、除算方式により得られた数値(以下「評価値」という。)を求めることにより行 うものとする。
- 2 評価値は、次の算式により算出した値(その値に小数点以下第4位未満の端数が生じたとき は、その端数を四捨五入した値)とする。

評価值=技術評価点(標準点+加算点+品質等確実点)/入札価格×1,000,000

3 技術評価点は、審査会の審査を経て決定するものとする。ただし、簡易 I 型方式の施工計画 に関する技術資料については、学識経験者の意見を聴いたうえで審査するものとする。

(落札者の決定)

- 第11条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定する。
- 2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより 落札者を決定するものとする。

(入札結果等の公表)

- 第12条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。
 - (1) 落札者の名称
 - (2) 各入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値

(評価内容の担保)

- 第13条 簡易 I 型の方式による総合評価一般競争入札において落札者が提出した技術資料に記載された内容については、東根市建設工事請負契約約款第 1 条に規定する設計図書 (特記仕様書) に記載するものとする。
- 2 市長は、落札者の責めにより技術資料に記載された内容を履行できなかった場合において は、審査会の審査を経て、当該落札者の工事成績評点を減点するものとする。この場合におけ る技術資料の履行状況の確認は、監督職員が技術資料履行確認書(様式第9号)により行うも のとする。
- 3 前項の規定による減点値は、次の算式により算出した値(その値に小数点以下第1位未満の 端数が生じたときは、その端数を四捨五入した値)とする。ただし、これによりがたい場合 は、この限りでない。

減点値 $= 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$

α: 当初の加算点(点)

β:達成度合いに応じて再計算した加算点(点)

(秘密の保持)

第14条 この要綱に基づき入札参加希望者から提出された技術資料等の書類の内容については、 公表しないものとする。

(技術資料等の作成費用)

第15条 この要綱に基づき入札参加希望者が提出する技術資料等の書類の作成に要する一切の費用は、当該入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年7月11日告示第66号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年1月27日告示第6号)

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

「評価基準及び配点表(標準)」

【簡易I型】

評価	-T /T -T	評価基準		加算点	
対象	評価項目			配点	配分
4/		適切であり。	、工夫が見られる。		4.5
施	①施工手順の妥当性	・ 適切である	が、工夫が見られない。		0
エ		・不適切である。		9	欠格
	②指定した課題への対応の適切性	・現地の環境条件を踏まえて適切であ			4 E
計	・与条件との整合性	り、工夫が見られる。			4. 5
画	・理解度	・適切であるが、工夫が見られない。			0
	・対応方針の裏付け等	・不適切であ	- 0		欠格
企	③過去 15 年間の同種・類似工事の施工実	・同種工事の実績あり		- - 2	1
業	績の有無	・類似工事の	0.5		
の		・実績なし			0
	④過去5年間における本市発注工事に係	・78 点以上 ・73 点以上 78 点未満			1
能	る工事成績評定の平均点				0.5
力			73 点未満又は評定通知無し		0
者配	⑤過去 15 年間の主任(監理)技術者又は	・同種工事の			1
置	現場代理人としての施工経験の有無	・類似工事の実績あり		2 -	0.5
の予		実績なし			0
能定技	⑥過去5年間において主任(監理)技術者	・78 点以上・73 点以上 78 点未満・73 点未満又は評定通知無し			1
│	又は現場代理人として係わった本市発				0.5
לואל לל	注工事に係る工事成績評定の平均点				0
	⑦東根市との協定等に基づく活動				
	・防災協定に基づく活動	左			
地	・消防団協力事業所認定の有無	記	4		2
16	・その他、市との協定等に基づき実施して いる活動	の			
	8山形県等との協定等に基づく活動	内			
域	・山形県マイロードサポート事業の実績	該			
	・山形県ふるさとの川愛護活動支援事業	当			
곧	における河川愛護活動団体又は河川愛	項			
貢	護活動支援企業の実績	目	3	2	1. 5
	・その他、県との連携により実施している				
献	ボランティア活動の実績	大			
	⑨地域環境美化活動	項	_		
	・わがまち街路樹里親制度に基づく活動	目	2		1
等	・市道や公園、河川等における環境美化活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\smile			
	⑩その他の活動 ・観光イベント等協力の実績	数	1		0. 5
	・ボランティア活動の実績		1		υ. υ
最高点合計				15	
W IN W II II					

備考

- 1 評価項目の②の課題は、入札公告時に行う。
- 2 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を 100 点とし、技術資料の内容に応じて与える加算点は最大 15 点とする。

なお、表中においては評価項目を 10 項目と設定した場合の配点例を示しているが、これによりがたい場は別途考慮することができる。

- 3 加算点の配分については、表中に規定するほか、中間値を設定することができるものとする。
- 4 評価項目において設計図書の内容を満たさない場合には、不適切とする。
- 5 欠格と判断された評価項目がある場合には、他の項目の評価等にかかわらず、入札参加資格がないものとする
- 6 技術評価点における品質等確実点は5点とする。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は0点とし、評価値の算出に用いる入札価格を調査基準価格 により取扱う。

【簡易Ⅱ型】

評価	平価 家 毎 毎 日		377 /TE 147 /#F		加算点	
対象	評価項目	評価基準		配点	配分	
企	①過去 15 年間の同種·類似工事の施工実 績の有無	・同種工事の実績あり		4	2	
業		・類似工事の実績あり			1	
0	②過去5年間における本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・実績なし			0	
能		• 78 点以上 70 上土港			2	
力 力		· 73 点以上 78 点未満			1	
		・73 点未満又は評定通知無し			0	
者 の 能	③過去 15 年間の主任(監理)技術者又は 現場代理人としての施工経験の有無	・同種工事の実績あり		4	2	
		・類似工事の実績あり ・実績なし			0	
	 ④過去5年間において主任(監理)技術者	・78 点以上			2	
	又は現場代理人として係わった本市発 注工事に係る工事成績評定の平均点	・73 点以上 78 点未満			1	
力術			満又は評定通知無し		0	
地域	⑤東根市との協定等に基づく活動 ・防災協定に基づく活動 ・消防団協力事業所認定の有無 ・その他、市との協定等に基づき実施して いる活動 ⑥山形県等との協定等に基づく活動	左記の内該	4		2	
貢献	・山形県マイロードサポート事業の実績 ・山形県ふるさとの川愛護活動支援事業 における河川愛護活動団体又は河川愛 護活動支援企業の実績 ・その他、県との連携により実施している ボランティア活動の実績	当項目(大	3	2	1. 5	
等	⑦地域環境美化活動 ・わがまち街路樹里親制度に基づく活動 ・市道や公園、河川等における環境美化活動	項目)	2		1	
	⑧その他の活動・観光イベント等協力の実績・ボランティア活動の実績	数	1		0.5	
最 高 点 合 計				1	0	

備考

- 1 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を 100 点とし、
 - 技術資料の内容に応じて与える加算点は最大10点とする。
 - なお、加算点の配分については、表中に規定するものを標準とするが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。
- 2 技術評価点における品質等確実点は5点とする。
- なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は0点とし、評価値の算出に用いる入札価格を調査基準価格により取扱う。